

会 議 結 果 等

| | |
|---------|--|
| 会 議 名 称 | 令和元年度第1回（第8回）加古川市空家等対策審議会 |
| 開 催 日 時 | 令和元年7月31日（水）午前10時から 11時20分 まで |
| 開 催 場 所 | 鹿児島荘 2階 201,202号室 |
| 出 席 者 | <p><委員></p> <p>梶 哲教、北本 典比古、山崎 由起子、工藤 和美、大戸 英治、高見 忠良</p> <p><アドバイザー></p> <p>神戸地方法務局加古川支局 表示登記専門官 柴田 和博</p> <p><事務局></p> <p>住宅政策課職員</p> |
| 会 議 次 第 | <p>1 開会</p> <p>2 委員出席状況等</p> <p>3 議題</p> <p>（1）議案第1号 特定空家等の認定について</p> <p>（2）議案第2号 特定空家等の判定変更について</p> <p>（3）報告第1号 特定空家等の弁明通知（勧告事前通知）について</p> <p>（4）その他（諸報告）</p> <p>① 議案第3号の諮問取下げについて</p> <p>② 特定空家等認定一覧について</p> <p>③ 空家等対策計画に基づく新規施策（平成30年度分）について</p> <p>4 閉会</p> |
| 審 議 結 果 | <p>1 議案第1号</p> <p>諮問のあった空家等（加古川市志方町）について、助言・指導相当の特定空家等として認定し、建築物の一部（北端・南端）を除却し、その他の部分を残存させる場合は、屋根の修理その他適切な処置をし、適正に管理するよう指導することは、妥当であると判断する。</p> <p>2 議案第2号</p> <p>諮問のあった特定空家等（加古川市平荘町）について、助言・指導相当から勧告相当に判定を変更することは、妥当であると判断する。</p> |